特記仕様書

1. 当該橋梁は既存塗膜に「鉛」が含有されているため、塗膜除去作業においては、「鉛等有害物質を含有する塗料剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日）（厚生労働省）」に基づき実施するものとする。
2. 除去塗膜における分析調査の判定基準においては、「特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施工規則第1条の2）（環境省）」に基づくものとし、分析結果を速やかに監督員に提出するものとする。

　　　なお、試験方法・分析項目については処分先と調整するものとする。

（4）分析調査の結果、「特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施工規則第1条の2）（環境省）」に定められた基準値を超えた場合は、「特別管理産業廃棄物」に該当するため、「産業廃棄物処理の手引き（三重県）」に基づき適正な処理を実施するものとする。

（5）発生材処分費用は現場環境等により処分方法・発生使用量が変動するため、施工完了後のマニフェスト数量にて、変更計上するものとする。

　　　また、有害物質を含む発生材についても、関係法令等を遵守して処分する必要があることから、施工後のマニフェスト数量にて変更計上するものとする。